

平成24年柴田町議会第1回臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長補佐	渡辺 紀夫	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	小笠原幸一君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成24年1月20日(金曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議発第1号 柴田町男女共同参画推進条例
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第5 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について
- 第6 議案第2号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
- 第7 議案第3号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第8 議案第4号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議発第1号 柴田町男女共同参画推進条例
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第5 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について
- 追加日程第1 決議案第1号 議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてに対する附帯決議
- 第6 議案第2号 平成23年度柴田町一般会計補正予算
- 第7 議案第3号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第8 議案第4号 平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成24年柴田町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番高橋たい子さん、5番安部俊三君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 議発第1号 柴田町男女共同参画推進条例

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議発第1号柴田町男女共同参画推進条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番高橋たい子さんの登壇を許します。

〔4番 高橋たい子君 登壇〕

○4番（高橋たい子君） 4番高橋たい子でございます。

柴田町では、平成6年、企画調整課に女性政策係を設置し、平成8年には柴田女性施策基本推進計画を策定、平成10年に男女共同参画都市宣言をいたしました。女性模擬議会を初めさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、条例制定までに至らざりました。これまでの取り組み内容を確認する意味においても、条例を制定しさらなる男女共同参画推進を図るものであります。平成22年1月から、住民参加のもと、柴田町男女共同参画推進条例を考える会を立ち上げ議論を交わし、でき上がったものでございます。

それでは、お手元の資料をごらんいただきながら提案内容をご説明申し上げます。

この条例は、すべての人が、性別や年齢にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を発揮できる社会を実現することは、私たち住民の願いであります。

柴田町では、男女が共に自立し、あらゆる分野において参画できるまちづくりを目指し、平成10年に男女共同参画都市宣言をいたしました。また、男女共同参画社会基本法の精神に基づき、男女共同参画社会形成のための取組を進めてまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差が生じています。このような状況を改善し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、共に責任をもって築き上げる真の男女共同参画社会の実現が望まれます。

私たちは男女が平等な社会の実現を目指し、町と町民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画によりこの条例を制定いたします。

と前文があり、第1章、総則から第7章、雑則までの構成になっております。

第1章、総則は第1条で目的を述べ、第2条では男女共同参画、これは「すべての人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます」を初め、住民、事業者、教育関係者、積極的改善措置、性別による人権侵害行為、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスと、この条例の各号に掲げる用語の意義を定めております。

第2章は基本理念であります。第3条、男女の人権の尊重、男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人、その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。それから、暴力の根絶、社会制度又は慣行についての配慮、共同参画の機会確保、家庭生活及びその他の活動の両立、性と生殖に関する健康と権利の確保、国際社会との協調となっております。

第3章は責務であります。第4条、町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。町は、男女共同参画の推進に当たっては、住民、事業者、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組みますと町の責務を、第5条では住民の責務、第6条では事業者、第7条では教育関係者の責務を定めております。

第4章は男女共同参画の推進を阻害する行為の制限となっております。第8条においては性別による権利の侵害の禁止、9条では情報に関する留意を定めております。

第5章、男女共同参画を推進するための基本的施策です。第10条は基本計画について、11条においては施策の策定で6項目定めております。第12条は教育の分野における施策、第13条、性と生殖に関する健康と権利の確保、14条、農林業、商工業等の分野における施策、第15条では防災及び復興分野における施策、16条、家庭生活とその他の活動の両立支援、17条、積極的改善措置、18条では性別による人権侵害に対する支援、19条では苦情及び意見、20条では国際社会との協調、21条では審議会の設置となっております。

第7章は雑則です。22条、委任についてであります。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行いたします。

前文で述べたとおり、男女がともに責任を持って築き上げる真の男女共同参画社会の実現を目指し、この条例制定を提案するものであります。同僚議員の絶大なる賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議発第1号、柴田町男女共同参画推進条例の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

##### (和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（我妻弘国君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいまは男女共同参画推進条例の制定おめでとうございますと言ったら変なんでしょうけれども、町も一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成23年12月4日に槻木西三丁目地内において強風により防犯灯が倒れ、駐車していた2台の軽自動車を損傷させた損害賠償に関し和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、詳細の内容についてご説明をいたします。

今回の専決処分でございますが、昨年12月4日でございます。午前でございます。槻木西三丁目地内におきまして町道路肩に設置しておりました町の防犯灯が経年劣化及び強風により倒れ、民家駐車場に駐車中の軽乗用車2台のボンネット及びフロントフェンダーを損傷させた事故であります。大変申しわけございませんでした。相手方修理費用の全額を町が負担することで和解をいたしました。この費用につきましては保険で対応いたしました。再発防止のために、同様の防犯灯につきましてポールの強度の調査を行い、安全の確認をいたしてございます。

それでは、報告書3ページになります。1月6日付でございます。和解及び損害賠償の額を定めることについて。1の和解及び損害賠償の相手方につきましては記述のとおりでございます。次に、和解の内容及び損害賠償の額ですが、町は相手方に対し損害賠償額13万2,559円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するものとなっております。

地方自治法第180条の規定により報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 今回、防犯灯の劣化ということで倒れたわけですが、そのほかにカーブミラーですか、その辺もところどころに劣化されている状況もありますので、その辺も防犯灯ともども劣化状況等を確認していただきたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えいたしたいと思います。

実は、24年度におきまして町内の防犯灯とカーブミラー等の交通安全施設すべてを点検するというようなことの事業計画をただいま立てております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 先ほど課長の説明では点検を行ったということだったんですが、幾つあってどこまで点検ができたのか。それで、その中で危険だと感じられるものがどのくらいあり、どこまで修理ができたのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

実はこの防犯灯については昭和45年ごろに設置されたというようなところで、この地域一帯が実は団地造成に伴うときの設置というようなことがありまして、その地域すべてをパトロールしながら確認をさせていただきました。その結果、10基ほど防犯灯がありました。そして、1基ほどやはり根元が劣化して危険な状態ということを発見しましたので、その場で行政区長立ち会いのもと移転をさせまして撤収させたというよう経過があります。

その後については、あと町内においても年末に確認をさせていただきまして、1カ所やはり国道筋で発見しましたので、これは応急処置というよう形の対応を年末にさせていただいたというところがあります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） ほかにないようでございますので、報告第1号専決処分の報告を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第1号 大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

みやぎ県南中核病院は、国の「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21年3月に「みやぎ県南中核病院改革プラン」を策定し、経営の効率化、経営形態の見直しなど、病院の総合的な経営改革に取り組んできているところですが、経営形態の見直し策としては、平成24年度に地方公営企業法の全部適用を予定しています。

今般、この経緯から地方公営企業法の全部を適用するため、大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更をしようとするもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、議案第1号の大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についての詳細説明をさせていただきます。

議案書につきましては1ページからとなりますが、3ページをお開きください。みやぎ県南中核病院企業団規約です。

大河原町外1市2町保健医療組合の規約の全部を変更する。

この規約の変更につきましては、別紙議案第1号関係資料の規約新旧対照表により説明させていただきます。なお、説明は主な変更条文のみの説明とさせていただきます。

それでは、規約新旧対照表の1ページをごらんください。変更前の規約は右側の欄、変更後の規約は左側の欄となります。

初めに規約の名称ですが、「大河原町外1市2町保健医療組合規約」から変更後は「みやぎ県南中核病院企業団規約」となります。これにつきましては、地方公営企業法第39条の2第1項の規定により、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合、これを企業団というという規定に基づくものであります。

続きまして目次ですが、規約の構成で章立てにしていることから目次を設けることとなります。

次に、第1条の企業団の名称ですが、規約の名称の変更と同じ根拠法令に基づいて、「大河

原町外1市2町保健医療組合」から変更後は「みやぎ県南中核病院企業団」となります。以下の条文で「企業団」としています。

2ページをお開きください。第4条の地方公営企業法の適用ですが、地方公営企業法第2条第3項の、一部事務組合は、規約で定めるところにより、その経営する企業にこの法律の規定の全部または一部を適用することができるという規定がありまして、それに基づき地方公営企業法の全部適用はこの条文で定めます。

3ページをお開きください。第9条の企業長ですが、地方公営企業法第39条の2の第1項の一部事務組合の管理者の名称は企業長とするという規定に基づき、企業長についての事項を定めるものであります。変更前の規約では第8条から第10条までの規定となります。企業団には企業長を置き、企業長は関係市町の長が共同して任命し、任期は4年、再任することができるという規定を定めています。

次に、第10条の職員ですが、企業団に職員を置き、企業長が任免し、職員の定数は条例で定めます。なお、職員の身分は地方公務員です。変更前の規約では、4ページ、第12条の職員の規定となります。

次に、第11条、監査委員です。変更前の規約と同様、監査委員は2人となっていますが、変更点としては第2項の部分で、変更前の第2項では識見を有する者及び組合議員の中から各1名を選任するようになっていましたが、変更後では、組合議員の1人は削られ、識見を有する者の中から選任するという事となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。第12条の開設者協議会の設置ですが、この条文は新規でございます。企業団事務の適切な運営を図るため、企業長の諮問に応じて審議したり、または必要と認める事項につき企業長と協議する場として開設者協議会が設けられます。委員は関係市町の長で、協議会に関し必要な事項は、関係市町の長と協議の上、企業長が定めます。

5ページをお開きください。第13条の企業団経費の支弁方法に係る別表ですが、地方公営企業法の全部適用等による文言等の整理でございます。なお、負担金割合の変更はございません。

それでは、議案書に戻ります。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

規約の本文につきましてはただいま規約新旧対照表で説明したとおりです。附則のみの説明をいたします。

附則第1項の施行期日ですが、この規則は平成24年4月1日から施行するとしています。

続いて経過措置です。第2項は、組合議会の現議員は、任期満了までの期間、新規約の企業団議員とみなすというみなし規定であります。

第3項及び第4項につきましても、監査委員、職員それぞれのみなし規定となっております。

詳細説明は以上のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 規約の一部質問いたしますが、監査委員にかかわる部分で第11条ですね。現状をちょっとお伺いしたいんですが、現状はどうなっているのかですね。それから、これから変えようとする事について、いわゆる内部監査、外部監査という言葉がありますが、どういうことになるのかお伺いします。

それから、12条の開設者協議会の設置ということなんですが、この規約を読みますと、企業長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき企業長と協議する開設者協議会を置くとなっていて、協議会の委員は関係市町の長をもって充てるとなっています。それから3番目ですね、ちょっとお聞きしたいのが、協議会に関し必要な事項は、関係市町の長と協議し企業長が定めるとなっています。この協議会は企業長の諮問に応じて審議するような形になってはいますが、当然、ですから企業長のほうが招集するみたいな形になると思うんですが、協議会の委員のほうからその開催を求める、あるいはこれを協議するという事を提案するということが可能なかどうか。これを読むと協議会は協議して企業長が最終的に設置するとなっているんですが、協議会委員が協議したいと申し入れても企業長が協議する必要はないというようなことになった場合に、この辺はどう解釈するのかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。2点。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 現在の監査委員の状況でございますけれども、2名でございます。1名は一般の方から、委員としましては大久保利治（りじ）さん、それから、議会選出では白内恵美子議員が監査委員となっている状況でございます。

今後の対応なんですけれども、先ほど附則のほうでみなし規定がありまして、任期についてはそのまま委員の任期がある部分までは監査委員も引き継ぐということになります。

それから、外部監査のことなんですけれども、これは中核病院のほうにどういうふうにするか12月に町から問い合わせした件なんですけれども、その回答では、新しく企業長と構成市町の長で協議をして、外部監査の対応についてはそこで考えるという回答でございました。

それから、第12条の関係で開設者協議会の関係です。これについては、一つはこの招集なんですけれども、一番気にかかるのは、「企業長の諮問に応じて審議し」というのはありますけれども、それからもう一つは「必要と認める事項につき企業長と協議する」ということで二つのことができるわけなんですけれども、これの招集については、この開設者協議会の条例を今後作りまして、その中で、委員長が構成市町の長となりますから、長が招集するような形になります。その長は、企業長から例えば諮問の場合は諮問の依頼が来て、諮問の答申をするという形になっていくと思います。それから、必要と認めるということは、各構成市町の長が、開設者協議会の代表ですね、協議会長でしょうか、そちらのほうに開催を求めるといって、双方で開催が可能になります。

それから、もう一つあったのが、協議会の必要な事項は関係市町の長と協議し企業長が定めるということ、これは先ほども申し上げましたように別に条例をつくるという予定になっているようです。それは、議案書の5ページの第5章、雑則、第14条があるんですけれども、法令及びこの規約に定めるもののほか、企業団の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定めるということ、この条項に基づきまして別に定めることとなります。最終的に申し上げられましたその長がこの協議会を開催、長の考えで開催できるということになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（大坂三男君） 監査委員については、現在の例えば、個人的な名前さっき出ましたけれども、その方はいわゆる医療の方面での専門家なのかどうかということが一つ疑問にあるんですが、それはもう過去のことですから、今後の問題として、専門の識見を有する云々と書いてありますが、やはり病院系とか医療の方面での専門的な識見、本当に専門的な識見を有する監査委員に値するような方が外部にいると思うんですよ。ですからぜひそういう方を添えていただいて、外部の目で、第三者の目できちっと公平に見ていただくということが必要だと思うので、そういうことは今後、必要な項目に関しては今後まだ検討する余地があるようですし、今後、企業長と首長、市町長との間で相談するみたいな、協議するみたいな多分答弁だったと思いますので、そのときはぜひ今言ったようなこと、きちっとした外部の専門家を1人監査委員として設置すべきだということはきちっとこれは要求していくべきものかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから協議会設置ですね、これについても今後条例でいろいろ定めるというふうなことでしたので、まだこれから検討の余地はあると思います。さっき言いましたように協議会の委

員が協議を申し入れても企業長がそれは必要ないというようなことがあり得ると思うので、その辺をきちっと明文化して、やはり企業長の拒否権というかそういうことがあったのでは、構成市町が負担金を負担していながら、例えば物を買うとか建物を建てるとか、あるいは大きな経費をかけるようなときに、これは企業側としては必要なことだからぜひやってほしいと、そして構成市町のほうはそれはいかなものかみみたいな形で協議をしようとしても協議ができないような形にならないようにですね、それは今後どうしていくのか。どうなんでしょう、これ、町長ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目は要望でよろしいですか。（「1点、2点含めてちょっと町長の考えを」の声あり）町長、答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） 今回の大きな特徴は、我々1市3町の首長が病院経営を見てきたわけなんです。そのトップにいるのが齋町長ということになります。ですけれども、やはり莫大な行政運営と病院経営を両方見るということは難しい状況になってきているので、企業長という専門的な方を置いて、病院側が自主的な経営、自主的な経営という以上は私は責任も当然伴うというふうに思っております。そのためにも、やはり今までのように医療器械の設備を更新するとか新しい事業展開をするときに、これからは自分たちの経営資金でやるべきだと。そこまで責任を持ってやらなければならないというふうに申し入れをしております。ですから私は、構成市町が今までは要求されれば医療機器、それから今回の腫瘍センターも構成市町が負担をしております。ですから、歯どめがかからなくなるという思いを持っておりました。

それで、病院経営を見るわけなんです、監査委員さんお二人もいますけれども、複雑で実際身までわからないということなので、私は外部監査、それも専門機関にぜひやってもらいたいという思いがございます。ただ、そこにはお金がかかるものですから、外部監査につきましては……、監査機関ですね、監査機関については導入はしたいんですが、ほかの3首長さんとの同意も得なければなりませんし、またその分の経費も負担しますけれども、それ以上に、病院経営を健全化するためにはお金を出してでもですね、もし柴田町の議会のご理解をいただけるのであれば、外部監査をきちっとして外部から見てもらう必要があるのではないかなというふうに思っております。ただ、ここには2人と書いてあるものですから、この条文では設置できないのかなというふうに思っております。ですから、これにつきましては、別に外部監査を設けるかどうかは今後協議するというのを病院側でも言っておりますので、主張をしていきたいというふうに思っております。

それから、この開設者協議会。先ほど申しましたように我々の手を離れるものですから、我々の意見が反映されなければならないと。病院が責任を持って、もう一切これ以上我々に負担をしないでやっていくと、そう実は宣言してほしいと柴田町から大河原町の齋町長に要望書を先ほど言ったように出しました。ですけれども、それは難しいということでございましたので、我々の意見が反映されるように開設者協議会の設置、これは柴田町が要望して入れてもらうことにいたしました。ただ、その内容につきましては、病院側、それからほかの首長さんと私とで意見の相違がございましたので、妥協として「又は必要と認める事項につき企業長と協議する」と。要するに我々の意見もこの条文で入れられるように条文を入れてもらったという経緯がございますので、これにつきましても、今後、我々構成自治体は単にお金を出して口を出すなというようなことのないように、やはり柴田町が今後の病院経営では実は負担金が一番多く発生いたします。ですから、そのときにお金だけ出して譲歩が十分我々いただけなければ議会にも説明できませんので、やはりこの協議会において積極的にこちらから提案できるようにしてもらいたいと言ったら、双方向でこの協議会を運営していくということでございますので、具体的な条例制定に当たりましては柴田町の要望、議会の要望を主張して、最終的には通るか通らないかは調整になるんですが、なるべく合意を得る方向で透明性と情報提供がスムーズに我々にも来るように、そういった条例を今後制定していただくように主張させていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 先ほどの説明にありましたけれども、新しいほうの、改正後のほうの中の第10条、職員とあります。これは古いやつの第12条をそのまま持ってきたという格好なんですけれども、ここで言っている職員というのはこの改正によって変わるのかどうか、あるいは今ある12条で規定している職員がそのまま新しいほうに移行するという形になるのか、そこをお聞きします。

それと、職員の範囲ですね。現在、職員というのはどういう職の方を職員と言っているのか説明お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 第10条の職員関係ですけれども、職員はそのまま移行するという事で変わりはございません。

職員の範囲は、医師初め看護師等、それから事務職まですべての職員がその職員の範囲となります。

- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 3番（佐久間光洋君） 株式会社のような場合には社員と従業員というのを区別して考えているようなんですけれども、今の話でいうと職員というのはじゃあ事務職員とかそういう方も含めて全員ということで見ているということですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（大場勝郎君） ここでいう職員という部分はそういうことになります。ただ職種が違うということですので、そういうことをご理解いただきたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。
- 3番（佐久間光洋君） そうすると、結構出入りがあるというか、一応条例で何人と定めるといふことなんでしょうから、それとは変わってくるというか、そういう状態はあるということですね。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（大場勝郎君） 定数を定めることにはなりますが、その内で職員を決めることにはなりますけれども、実態的には必要な職員が、医療に関してですね、そういう体制を整えるということですので、今回の全部適用で職員体制が変わるということではございませんので、そのままの体制でいくということになります。ただし、平成25年以降、腫瘍センターなり救急救命センターができますので、そういう部分については今後職員がふえる予定でございます。
- 議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。
- 12番（舟山 彰君） 先ほどの町長の答弁で我々の手から離れるという表現というんでしょうか、発言があったんですけれども、その感覚からいくと、今までは構成する1市3町の首長が代表者を決めて経営責任者ということで、例えば大河原の町長さんとか、交代で柴田の町長ですけれども、今後そうすると、首長さんが病院の経営についてチェックしてそれをいろいろ指摘する場所というのはどこになるんですかね。先ほどの開設者協議会の設置について大坂議員が諮問に応じて審議しとか、今後いろんなことを細かく決めるというような答弁、質疑応答ありましたけれども、この規約の中身でいうと構成する首長さんたちがチェックしたり意見を述べる場というのはどこになるんでしょうか。前もってですね、例えば会社に例えるならばですよ、これまでは1市3町の首長さんが言うなれば社長とか副社長ということで三役会というような感じでしょうかね。そこに病院長に来てもらって今の病院の実情はどうですということ、そこで最高意思決定を行っていたと思うんですが、今度は企業長が言

うならば社長になって、ふだんは病院の中だけでいろいろ決めておくと。そして、何かどうしてもお金が足りないというような場合が、構成する市町の開設者協議会にこういうふうをお願いしたいとか、そういうふうに諮問するというような形になるように私は理解するんですけども、ですから聞きたいのは、病院の最高意思決定機関というのほどこというふうになるんですかね。この規約にどこにそれが書いてあるんですかね。それは病院議会もあります。細かいことはやはり病院議会で採決してもらわないことには決められないというのはわかるんですけども、ふだんの経営を行う意味での意思決定機関、最高の意思決定機関というのがどこか、ちょっとこれでは私、この規約だけではわからないような気がするので、ちょっとそこを確認したい。

それから、これから述べることは要望です。今回のこれについて、1市3町の議会、いろんな事前の説明で質問がありました。それだけ我々議員も住民の代表ということでこの病院の経営については関心も高い。ふだんは、各市町から議長以外の議員のうちから2人を含めてですから3人ですが、代表という形で議会に出ていて、我々からするとその同僚議員から病院議会でこういう質疑応答があった、こういう決定がありましたという説明を受けていますけれども、私からすると、今後こういう企業長での経営が行われるという意味では、我々議員ももう少し病院の経営に関与するという意味では、企業団の議会、第6条、定数が12名、議長以外の議員から各2人ということで3名となっていますけれども、私はもう1人ぐらいずつふやして、我々構成する議会の議員が病院の経営にもっと関与するというんでしょかね、病院議会ということで。ですからこれは要望でいいです、これは病院の中での検討となると思いますけれども、私は一つ検討事項としてこれを考えてもらいたいということで質問を一つ、要望は一つです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 最高の決定機関については病院議会になります。開設者協議会は、先ほど全部病院のほうに経営が回るとのことなんですけれども、今現在は正副管理者ということで構成市町の首長がそれを担当して運営主体の側にいるわけですよ。今度は企業長ということで、その方が企業経営を任されるわけなんですけれども、全部任されるという意味合いは、職員の任用、それから給与、そして財務的などところで予算を握ることになりますよね。そういう面でそちらのほうに全部行くというような意味でした。最高機関は病院議会になるわけなんですけれども、開設者協議会としては、病院側からの諮問だけじゃなくてこちらから必要と認める事項を協議することができる。さらに、病院側のほうのお話なんです

けれども、企業長の権限としては予算をつくれれば各構成市町に提出しなければならない義務がありまして、そういうときにはこの協議会を先に開いて、病院議会にかける前に先に開いて、予算、そういうものについても事前にこの開設者協議会の中でご協議していきたいというふうに言っておりますので、こういう形で実質的なチェックといたしますか、事前のチェックはこの開設者協議会が担うものと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） そうすると、現状で構成する1市3町の首長でいう、会議というんですか、あれ何ていうふうにしていたんですかね、それがなくなるということですよ。今までの最高意思決定機関ですよ。これまでの会議の名前を教えてくださいのと、ですから考えによっては、今後は企業長が内部で決めて、どうしても新しい設備を入れるのにお金が足りない、構成する1市3町にご負担をお願いしたいとなれば、ストレートに病院議会のほうに上程するということになるんでしょうか。今までは構成する首長さんたちの会合に、何といっても意思決定機関ですから上程していたんでしょうけれども、ちょっとその点を確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 現状の組織としては、現在そういうことがありましたら、参与会議というのがありまして、構成市町の副市長、副町長とか、それから健康推進関係の担当課長、それから財政課長が入って事前にその案件について事務レベルでもむわけなんですね。いろいろ協議するわけです。その上で、今度は正副管理者会議というのがありまして、そちらのほうで正式に協議されて決定されると。それが議会にかかるという仕組みになっております。ですから、議会は年4回定例会あるわけなんですけれども、そういう中で組合の経営についてはそういうところで決められていくということになっています。

なお、今心配なことについては、今回も3億2,000万円という大型医療器械のことがありまして、町としてもこれについては特に厳しく言っています。ですから、こういう案件については必ずこの開設者協議会にかけていただきたいという要望は町としてはしております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明、町長。

○町長（滝口 茂君） 舟山議員がおっしゃるとおりの心配が実は首長にあるわけです。それは、単に今から想定されるのでなくて、今回の腫瘍センターの病院側の対応に私はちょっと不信感を持っておりました。実は、新たに腫瘍センターをつくるのに9億円という総額、こ

れも1年半かかっているいろいろな議論をした上で、やっとその費用負担を決定をいたしました。その費用負担の決定は、従来の費用負担、新しい建物を建てる時には大河原町は52%負担するという規約であるわけなんです、それを変更しまして、いろいろ議論したあげく運営費割合に変わりました。というのは、このまま引き延ばしたのでは腫瘍センターができないという事情があったからです。ですから、柴田町が妥協して9億円の負担割合は運営費負担と。うちのほうは32%、一番多く負担するという事で合意したわけですね。

ところがその後、新しいルールが決まった後に、実は腫瘍センターに大型の器械ですね、集中的に放射線を浴びる器械等、3億2,000万円分がないと腫瘍センターが開設できないというようなお話が後から来たんですね。私から言うと言葉は適切かどうか、後出しじゃんけんです。そういうことがこれから正副管理者会議の手を離れて、企業長が、そういうことはないと思うんですが、病院の体質としてそういうことを簡単にやる、ここを変えない限り、企業長が何ぼ優秀な人が来ても病院の体質は変わらないというふうに思っておりましたので、やはり我々は一応経営から一たんは退くような形になります。企業長と病院長とそこで意思決定をしますが、最終的にその病院の経営の中で収入も支出もやっていただきたいというのが私の考えです。これ以上我々の町に、何か問題があった、投資するときに構成市町に負担をさせられたのでは、意思決定ができないわけですから。今までですとこれは拒否権がありますので、柴田町の財政事情はこういう状態なのでこれはちょっと難しいですと言うことはできるんですが、今度はできません。ですから私としては、自由に病院経営をできるように組織が変わるわけですから、これからはつきましては病院内ですべて経営をしてもらうというふうなことを強く申し入れしたいなというふうに考えているところでございます。

ですから、今回のそういう懸念もありますけれども、そう病院がすぐに黒字になるわけではありませぬので、その歯どめ措置として、開設者協議会の中で予算、決算、それから先ほど申されましたチェックですね、病院の実情とか経営のチェック、それから意見を述べる場、それを開設者協議会で我々のほうからも企業長に協議できるという分限を柴田町が盛り込ませていただいたと。ここが大きなところなんですね。必要と認める事項につき企業長と協議すると。ということは、相手方が企業長でございますので、必要と認める事項というのは、私は開設者協議会であり開設者協議会の一員である私も含むのかなと。そこで全体を包括的なチェックができるのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） たびたびこれまでもいろいろ説明の場があったわけですが、改めてお聞きしますけれども、9条の企業団に企業長を置くというところで、ここには関係市町の長が共同して任命するとあります。任命するだけということではなくて、いわゆる任命するために企業長を選任してだれが連れてくるのかということですね。そういったことから、任命だけしてあとは終わりかということなのか。だれが例えば推薦してきてそれを関係市町の長が任命するのかということになると思うんですが、この辺についてどういう人が、要は、企業長という多分社長という立場になるとなると、医療のことと財政、経営のことがそれなりに詳しい人でないと病院の経営も成り立たないのだろうというふうに思います。今町長も言われたとおりそういう場がないということ、要は病院への繰り入れというのは税金であるということですね。例えばこれが大幅な赤字が発生してそこに繰り入れすることがなければ、その分で例えば学校の建設とか耐震化とかいろいろ町のいわゆるインフラ整備もできるわけですね。そこを関係なくどんどん経営するためにやってください、金を出してくださいということでは困るということなので、企業長を任命するのはいいんですが、だれがこれを推薦するかということを経済の中でちょっと疑問に思いましたのでお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 企業長の決定なんですけれども、現在のところだと正副管理者がその決定をするようになると思います。案については病院側の院長もしくは事務長のほうで協議されると思うんですけれども、病院関係側のほうですね。案についてはそういうことですが、決めるのは構成市町の首長さんたちということになると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これはなければいいことですが、そうなると、いわゆる構成市町の首長さんと推薦した側との、何ていうかな、人に対してちょっとこの人ではというふうなことに例えばなるようなこともあると思うんですが、ただそれは何を根拠にしてこの人ではどうなのかということには多分なると思うんですけれども、そういった場合にはやはり調整していくということではなるのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） その辺については、現在のところ、今組合を運営しているのは院長とそれから構成市町の正副管理者で運営しているような、実態はそういうことですので、その中の協議でこの人は今の経営から考えて一番ふさわしいという人が決められるんだ

というふうに私のほうでは思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 開設者協議会についてのちょっと確認したいことなんですが、町長は先ほどから我々の手を離れるとかという言葉も使っているんですが、私がこの規約変更を見た限りでは、今後、今までいわゆる正管理者がいわゆる病院のほうの総責任者ですから、自治体の長としての意見というのは言えない状態だったんじゃないかなと思うんですね。副管理者だって正副管理者として議会と対するということで、本来の自治体の長としての、例えば負担金はふやしてほしくないとかそういう意見というのは言いにくい状態だったんじゃないかなと思うんですが、今後はすべて企業長が病院の経営を任されるわけですから、開設者委員として滝口町長初め自治体首長さん方はどんどん病院に対して自治体としての意見を言うていくことができると思うんです。そのように解釈していたんですが、滝口町長はどのようにお考えなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これまでも、正副管理者会議の中では私は副管理者なものですから、やはり正管理者に従わなければならないと。ただ、柴田町としてはいろんな病院改革プランを策定する際には、確かに命を守るという大前提はありますが、柴田町は病気になった命も守らなければなりませんし、この病院改革プランをつくっているときには学校の耐震化ということで子供たちの命を守らなければならないと。だから、すべて病院経営が優先されるというようなことではないということで、私は柴田町の長としても全体を見て発言をさせていただいておりました。

ですから、今後もこの開設者協議会の中で病院のチェック等包括的に、細かいところは余り、企業長にお任せしますが、全体的なものについてはやはり企業長、病院長と連携をとって、やはり一自治体としてもいろいろ問題を抱えておりますし、資金を出すのは一自治体なものですから、私から病院関係について疑問点がある場合についてもどしどし意見をこの開設者協議会の中で発言をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 病院議会は先ほど課長は年4回と答弁していましたが、実際2回しか開かれていません。それで、実際にはすぐに対応できないですね。それで、今後は開設者協議会をやはり数多く開いて、病院側と自治体側の話し合いというのを十分にやっていただきたいと思います。ぜひそれは今までの正副管理者会の数ではなく、本当に自治体もかわ

っていくと。経営自体は病院に任せるんだけど、自治体の声はきちんと病院に届くという形をとっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず反対の方の発言を許します。広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。現在までの議論は主に経営問題で話をされていますが、私は本案に対して、そもそもの公共病院のあり方について、その問題意識から原案反対の立場で討論に参加いたします。

上程されている本案は直接的には地方公営企業法全部適用の案件ですが、この案件を通して、私も含め中核病院の医療のあり方と経営についてこれまでよりも深く考える機会を与えていただきました。そしてまた2回の病院側の説明会を設けていただき、ふだんは接点のない病院長との質疑の場もありました。その中で感じたのは、結論的に言えば、なぜ今この全部適用をやらなければならないのか、その根拠が病院側の説明では全く明確にされず、規約変更の妥当性がないということであります。

皆さん、公的な病院の役割をどのようにとらえておられるでしょうか。私は、県南中核病院は地域の住民の医療ニーズを、そのニーズにこたえること、それが第一に挙げられる役割ではないかというふうに考えています。今の中核病院の現状を考えますと、説明会の中でも明らかになりましたが、夜間救急外来に毎日平均30人からの患者さんが訪れています。その30人の中には当然救急車で運ばれてくる患者さんも含め、それを同じ救急のナースやあるいはドクターが対応しているということでもあります。この状況は本来かなりの過重労働を強います。その現状がありながら今もってそれを続けているというのは、中核病院で働く救急のスタッフの献身的な活動によるものだと私は思っていますが、この問題が中核病院の大きな問題の最大のものではないかなと今現在では思っております。

この問題を前提に置いて、今回、地方公営企業法の全部適用、その問題を考えてみますと、中核病院側の説明は今度何が変わるのか。今回の議会での執行部の説明にもありましたが、一部事務組合の経営だったのを、企業団というのを設けて経営の最高責任者に企業長を置く。新たなポストです。さらには、職員に対してはこれまでの公務員の前例に当てはめず、労使協約を結んで、そして給与の上げ下げを病院側でできるということが大きな変化だよと

いうふうに説明されました。しかるに、現状で例えば昼夜を分かつた救急の現場で働いているナースやドクター、この人たちがもしかしたら精神的にも肉体的にも追い詰められてやめってしまうような状況があるかもしれないという状況が絶えずつきまとっていると思います。その状況の中で経営権が一点に集中されて、そして、その人たちの人件費も含めて結局この病院の中での労働条件に加味されるということであります。現在の過重労働を放置したまま給与を下げるといような事態、例えば病院側はこれから赤字は出さないようにするというふうに言っていました。必ずしもそうなるとは限りません。もし仮に赤字が出された場合、当然先ほど来町長が懸念しておられるとおり、構成するといつか負担をしている自治体に新たなる負担を求められるのはもちろん、職員の給与を引き下げることが行われることは間違いなくと思います。その中でこれらの献身的に働いているスタッフを支えられるか。私はその点について大きな懸念を感じます。

それと同時に、この現在夜間救急外来で毎晩訪れている患者さん、一面ではコンビニ受診とも言われ悪いほうのとらえ方をされています。しかし、角度を変えて見れば、地域の中に夜でなければお医者さんに行けないといような事情を抱えた人もそれだけいるということでもあります。これは間違いなく地域の抱える医療ニーズであります。これは、公的医療機関が第一に取り上げて、そして対策を考えなければならない問題であると私は考えます。中核病院は地域の地域医療支援病院に指定され、しかも公的な資金の入っている公共の病院であります。ですから、この地域の医療ニーズにこたえる意味でまさに中核の役割を果たしてほしい、それが私の考えであります。しかし、先日の中核病院の説明会で院長が来られたときに、この夜間救急外来の問題については、それは議会や行政の人たちが考えることだ、そう言い残して去っていかれました。私は、病院がこのような考え方を持っている段階で、自治体がさらに物を言えなくなるような経営の形態を中核病院がとるといことには全く賛成できません。中核病院が地域医療の中核を担う病院として地域の開業医の皆さんとも連携をして、そしてこの夜間に訪れる患者さんのニーズにこたえる仕組みをつくるイニシアチブを発揮する、そのこともまた今中核病院に求められているのではないかなというふうに思っています。

以上の理由から私は一部事務組合の規約改正の本案に対して反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さん、事は経営だけの問題ではなく、地域医療全体を左右する大きな問題にまで発展する要素を大いに含んでいると思います。本案に対する態度はぜひとも深く検討していただいて、私の反対の意見にもご賛同いただきたく思います。以上で反対討論を終わります。

す。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更について賛成の立場から意見を述べます。

現在は地域医療崩壊が叫ばれており、全国の自治体病院の多くは意思決定の権限が現場にはなく、病院の経営や医療の質よりも形式や規則を守ることに力を注ぎ、住民は軽症での休日夜間の救急受診や救急車のタクシーがわりの利用などの現場が疲弊する行動をとるなど、多くの問題を抱えている状況です。これらの問題を解決するため総務省は公立病院改革ガイドラインを策定し、改革の三つの視点、経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを示しました。

このガイドラインに基づき平成21年3月に策定されたみやぎ県南中核病院改革プランには、経営形態の見直しについて平成24年度までに実施予定と明記されています。公営企業法の全部適用により大きく変わるのは、企業長に病院経営に必要な権限を一元化することで病院経営の責任がより明確化され、公営企業としての自立性の強化、経営効率の追求が図られるということです。また、職員は企業職員となり、経営意識の向上が期待できます。

みやぎ県南中核病院は、開院から9年間、仙南地域における地域医療支援病院として二次医療を担うとともに、365日24時間の救急医療体制により多くの命を救ってきました。現在は、宮城県医療再生計画に盛り込まれた救命救急センターと、今後急速に進む高齢化社会に対応するため、仙南地域のがん拠点病院を目指し腫瘍センター設立の準備中です。この2大プロジェクトを成功させるためにも、早い段階での企業長の就任は欠かせません。

病院がつぶれば自治体がつぶれる。決してそんなことがないよう、町としても病院への協力と監視を強めることが必要です。中核病院がさらなる医療サービスの充実を図り、より多くの住民の信頼を得て安定した経営が行われることを願い、賛成討論といたします。同僚議員の皆さんの賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、議員から議案が提出されました。

これより議会運営委員会を開催するため暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時43分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

ただいま開催されました議会運営委員会において、議員提出議案については、これを緊急を要する事件と認め、直ちに議題としたい旨の協議がなされました。

お諮りいたします。水戸義裕君から提出された決議案第1号について、これを緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。決議案第1号を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

**追加日程第1 決議案第1号 議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてに対する附帯決議**

○議長（我妻弘国君） 追加日程第1、決議案第1号議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてに対する附帯決議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。ただいま議題となっております決議案第1号について、議案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

みやぎ県南中核病院の経営形態が地方公営企業法を全部適用するに当たり、次の点に留意した病院経営を行うことを強く求める。

- 1 病院の自己責任のもと、良質かつ効率的な医療の提供と構成市町の負担金に安易に依存することのない健全な病院経営を目指すこと。

2 地域完結型医療の実現のため、公立刈田総合病院との連携及び協力体制の強化に向けて積極的な役割を果たすこと。

3 地域住民の命と健康を守るため、健康・医療・介護等の各分野との連携を強化し、地域住民の健康づくり、疾病予防、介護事業等の諸事業がより推進されるよう積極的な役割を果たすこと。

以上、決議する。

平成24年1月20日

宮城県柴田町議会

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより決議案第1号、議案第1号大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更についてに対する附帯決議についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第2号 平成23年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第2号平成23年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号平成23年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災に関する災害復旧事業費の財源組み替え及び交付金確定に伴う震災対策事業費の増額補正などが主な内容であります。また、債務負担行為の追加及び地方

債の変更をあわせて行うものでございます。

これによります補正額は1億5,710万2,000円となり、補正後の予算総額は140億5,915万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 詳細説明いたします。議案書9ページです。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億5,710万2,000円を増額、補正後総額を140億5,915万5,000円とするものです。災害対策にかかわる内容が主要事案となります。

12ページお開きください。債務負担行為補正ですが、24年度当初から実施する高齢者施策、障害者施策で、事前手続のための債務負担行為を設定します。3件です。

13ページ、これは災害復旧費にかかわる地方債限度額の補正です。大震災にかかわって下水道災害復旧にかかわる起債予定額を追加措置いたします。補正後限度額は10億6,070万円を計上します。

歳入について説明いたします。16ページです。

第21款諸収入、雑入として宮城県市町村振興協会市町村交付金2,000万円、東日本大震災復興宝くじ市町村交付金220万2,000円を計上します。特に市町村交付金2,000万円については、震災を受け復旧・復興のために今回追加交付となったものです。震災にかかわる復興・復旧のための特定財源として歳出で措置いたします。

第22款町債です。下水道災害復旧費として一般会計から追加繰り出しとなる1億3,490万円を追加補正します。この金額についても復興特別交付税対象となりますが、予算編成上、現段階では起債として組み立てを行います。整理は3月の補正で行いたいと思います。

歳出です。17ページごらんください。

第3款民生費、老人福祉費で介護保険特別会計に対する繰出金、事務費です。224万6,000円を追加します。

第4款衛生費、環境保全費、備品購入費ですが、放射線モニタを3台追加購入いたします。40万円の計上です。

第8款土木費、公共下水道費では、下水道災害復旧等のための一般会計繰出金1億4,442万円を計上します。

18ページごらんください。第9款消防費、消防総務費で824万円を措置します。11節需用費

は災害用ベストの購入費等として充てる経費です。備品購入費として、消防団用投光器セット、防災用ワイレスアンプ等の整備費を計上します。

第11款災害復旧費、中段の農林水産施設災害復旧費は太陽の村の災害復旧工事費として計上します。その下の段、土木施設災害復旧費は、今回の東日本大震災にかかわる特定財源が追加されたことによる財源の組み替えとなります。

下の段、予備費は財源調整、11万1,000円追加いたします。

以上、詳細説明です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

**これより議案第2号、平成23年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第3号 平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、災害復旧事業の補助率を国からの内示額に改めるための減額補正並びにその減額分を補うための一般会計繰入金及び災害復旧事業債の増額補正並びに流域下水道の災害復旧事業に伴う流域下水道事業債の増額補正でございます。

歳出につきましては、流域下水道費負担金の増額補正及び下水道施設災害復旧費の財源組み替えとなります。

これにより歳入歳出それぞれ1,068万9,000円を増額し、補正後の予算総額は24億2,676万6,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、議案第3号平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算の趣旨について説明申し上げます。2点あります。

まず1点目ですが、下水道災害復旧事業は激甚災害に指定されたことから、国庫補助率は通常災害の66.7%からかさ上げされ、最終的に80%から90%になると通知を受けております。このことから6月議会で補助率80%で予算を計上させていただきました。しかしながら、現時点では補助率が66.7%相当額で内示が来ており、最終補助率が決定するのは2月末の予定となっております。一方、起債は補助残の20%で予算化しており、現計予算では災害復旧工事契約に伴う前払金を支出する際、資金不足が生じてまいります。一時借入れを行えば支出は可能ですが、一時借入れは最終手段と考えておりますので、今回財源の組み替えを行い、前払いに対応するものです。最終的には、補助率が決定した際、再度財源組み替えの補正をお願いすることになります。

2点目は、流域下水道の東日本大震災にかかわる災害復旧事業の設計委託費に対する負担と、台風15号によって新たに被災を受けた部分の災害復旧事業の補助残分についての負担を求められていることから、今回、流域下水道受益者負担金を補正させていただくものです。

それでは、21ページをお開きください。第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,676万6,000円とするものです。

第2条は地方債の補正であります。24ページをお開きください。第2表地方債補正であります。流域下水道事業費と災害復旧事業費に対する起債の限度額をそれぞれ2,730万円と7,740万円に増額補正させていただくものです。

26ページをお開きください。歳入であります。款3項1目2災害復旧事業補助金は、補助率80%から66.7%相当の内示額とするため、1億7,043万1,000円を減額補正するものです。

款4項1目1他会計繰入金1億4,420万円の増額補正ですが、下水道災害復旧事業の起債については起債分の80%を一般会計で借入れ、20%を下水道会計で借入れすることから、柴田町の災害復旧事業費分として1億3,663万1,000円、流域下水の災害査定設計委託費分として778万9,000円、合わせて1億4,442万円を増額補正させていただくものです。

款7項1目2流域下水道事業債は、台風15号に対する災害復旧工事の負担金に対して290万円を新たに借入れるものです。目3災害復旧事業債は補助残について下水道会計が借入れられる20%を計上したもので、3,380万円を増額補正させていただくものです。

27ページをお願いいたします。歳出です。款3項1目1流域下水道費1,068万9,000円を増額補正は流域下水道受益者負担金であります。その内容であります、東日本大震災にかかわる設計委託費負担金と台風15号災害復旧工事にかかわる負担金の合計額であります。

款5項1目1下水道施設災害復旧費は財源の組み替えとなります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 補助率の66.7%から80%という予測がまだ確定していないということなんですが、もう一遍確認なんですが、その確定というのは年度内には必ずあるというふうにみなしてよろしいのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 今現在の県からの通知につきましては2月中にというふうなことになっておりますので、2月末には確定されるのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 4 号 平成 23 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 4 号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 4 号平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度からの介護報酬の改定に伴う介護保険電算システム変更などを行うための増額補正であります。

歳入につきましては、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額補正であります。

歳出につきましては、介護電算システム変更のための委託料などの増額補正であります。

また、債務負担行為の追加をあわせて行うものです。

これにより歳入歳出それぞれ434万1,000円を増額し、補正後の予算総額は22億638万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第 4 号平成23年度柴田町介護保険特別会計の補正予算についての詳細説明をいたします。議案書29ページをごらんいただきます。

今回の補正は、平成24年度からの介護報酬の改定に伴う介護保険電算システム変更などを行うためのもので、歳入歳出それぞれ434万1,000円を追加し、補正後の予算総額を22億638万2,000円とするものであります。

歳入歳出個別説明の前に債務負担行為の補正の説明をいたします。31ページになります。介護保険業務電子計算処理業務委託料、要介護認定調査業務委託料、地域包括支援センター業務委託料、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料、追加4件でございます。いずれも24年度当初から執行する事務事業について今年度中の契約手続を行うための債務負担行為であります。

続いて、歳入について説明いたします。33ページごらんいただきます。3款国庫支出金の増

額209万5,000円は、介護報酬の改定に伴う国庫補助金、介護保険制度改正補助金として電算システム変更に要する経費の2分の1が補助されるものであります。

7款繰入金、増額224万6,000円は、介護報酬の改定に伴う国庫補助対象外を一般会計からの繰入金とするものであります。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の増額434万1,000円は、第5期介護保険事業計画書作成・印刷のための印刷製本費の増額と介護保険制度改正の電算システム変更による電算委託料の増額をするものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成24年柴田町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時21分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年1月20日

議 長

署名議員 番

署名議員 番